

# 重点対策加速化事業補助金 (脱炭素・再エネ推進事業)の手引き

二酸化炭素排出削減による地球温暖化防止及び環境保全を推進し、ゼロカーボンシティの実現に向けた環境負荷の少ないまちづくりに寄与するため、補助金を交付します。



令和8年4月

## 個人向け補助メニュー

(窓口)

住民課環境係 TEL：0735-52-0559

補助対象設備	補助率	上限額
1 太陽光発電設備	1 kW 当たり 9 万円	90 万円
2 蓄電池	設置費×1/3	50 万円
3 車載型蓄電池	蓄電容量×1/2×4 万円	CEV 補助金と同額
4 充放電設備	設置費×1/3	50 万円
5 高効率空調設備 (エアコン)	設置費×1/2	15 万円
6 高効率給湯器 (エコキュート・ ハイブリッド給湯器)	設置費×1/2	25 万円

## 事業者向け補助メニュー

(窓口)

住民課環境係 TEL：0735-52-0559

補助対象設備	補助率	上限額
7 太陽光発電設備	1 kW 当たり 7 万円	700 万円
8 蓄電池	設置費×1/3	50 万円または 100 万円
9 高効率空調設備 (エアコン)	設置費×1/2	15 万円

詳しい要件は次ページ以降をご確認ください。  
予算に達し次第、受付を終了します。

## 1 太陽光発電設備（個人向け）

内 容	住宅へ太陽光発電設備を設置する者に対し、費用の一部を助成します
交付対象者	(1)町内に居住している者、居住予定の者、若しくは町内に住宅を所有している者 (2)町税等の滞納がない方（同一世帯者も含む） (3)暴力団や暴力団関係者でない方
交付要件	(1)自ら所有・居住する住宅、又は新たに所有・居住するために新築する住宅に設置すること (2)住宅は、町内の一戸建ての専用住宅、又は併用住宅であること (3)住宅が自己名義でない場合は、所有者又は共有者に設置の承諾を得ること (4)交付決定日以降に着手し、同年度の2月末までに実績報告を行うこと（ただし、事業開始の承認を受けているものに関しては、この限りではない） (5)整備する設備について、国が負担する他の補助制度を受けていないこと (6)自家消費する電力量が30%以上であること (7)FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと (8)本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること (9)整備する設備は、商用化され導入実績があり、中古設備でないこと (10)法定耐用年数を経過するまでの間、温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと (11)再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること (12)実績報告までに支払いが完了していること※分割払い・クレジットカード決済については、金融機関等から引き落としが完了していること
補助金額	9万円/kW（千円未満切り捨て）（上限：90万円） ※太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力の合計値のいずれか低い値 （kW単位で小数点以下を切り捨てた値に9万円を乗じてください）
必要書類	(1)交付申請書（様式第1号） (2)交付申請書別紙（事業計画） (3)補助申請額の根拠となる資料（見積書等） (4)購入を予定している商品の詳細の分かる資料（カタログ等） (5)設置箇所の設置前の写真 (6)設置承諾書（様式第4号）（住宅が自己名義でない場合） (7)自家消費率要件30%を満たすことが確認できる資料

	※その他、既設のパネルがある場合は、事前にご相談ください
--	------------------------------

## 2 蓄電池（個人向け）

内 容	太陽光発電設備と併せて蓄電池を設置する者に対し、費用の一部を助成します
交付対象者	(1)町内に居住している者、居住予定の者、若しくは町内に住宅を所有している者 (2)町税等の滞納がない方（同一世帯者も含む） (3)暴力団や暴力団関係者でない方 (4)1 太陽光発電設備の補助を受けた者、又は受ける予定の者
交付要件	(1)1 太陽光発電設備の付帯設備であること (2)原則として再生エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること (3)停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと (4)住宅が自己名義でない場合は、所有者又は共有者に設置の承諾を得ること (5)交付決定日以降に着手し、同年度の2月末までに実績報告を行うこと（ただし、事業開始の承認を受けているものに関しては、この限りではない） (6)整備する設備について、国が負担する他の補助制度を受けていないこと (7)1 kW 当たりの価格が 12.5 万円（工事費込・税抜）以下となるよう努めること ※上記価格を超える場合、販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否について確認を行うものとする (8)整備する設備は、商用化され導入実績があり、中古設備でないこと (9)その他、補助要綱で定める設備要件を満たしていること (10)実績報告までに支払いが完了していること※分割払い・クレジットカード決済については、金融機関等から引き落としが完了していること
補助対象経費	設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く）
補助金額	補助対象経費×1/3 （上限：50万円 / 1kwhあたり14.1万円以内） ※kWh単位で小数点2位未満は切り捨てた値に1/3を乗じてください
必要書類	(1)交付申請書（様式第1号） (2)交付申請書別紙（事業計画） (3)補助申請額の根拠となる資料（見積書等） (4)購入を予定している商品の詳細の分かる資料（カタログ等） (5)設置箇所の設置前の写真 (6)設置承諾書（様式第4号）（住宅が自己名義でない場合）

### 3 車載型蓄電池（電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHEV)） （個人向け）

内 容	太陽光発電設備と併せてEVやPHEVを購入する者に対し、費用の一部を助成します
交付対象者	(1)町内に居住している者、居住予定の者、若しくは町内に住宅を所有している者 (2)町税等の滞納がない方（同一世帯者も含む） (3)暴力団や暴力団関係者でない方 (4)1 太陽光発電設備の補助を受けた者、又は受ける予定の者
交付要件	(1)1 太陽光発電設備と接続して充電を行うものであること (2)経済産業省の「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」に記載されている車であること (3)交付決定日以降に契約し、同年度の2月末までに事業を完了し実績報告を行うこと（ただし、事業開始の承認を受けているものに関しては、この限りではない） (4)「CEV 補助金」等の国が負担する他の補助制度を受けていないこと (5)新車として、新たに購入するものであること (6)実績報告までに支払いが完了していること※分割払い・クレジットカード決済については、金融機関等から引き落としが完了していること
補助対象経費	
補助金額	蓄電容量 × 1 / 2 × 4 万円 / kWh (上限 「CEV 補助金」の「銘柄ごとの補助金交付額」)
必要書類	(1)交付申請書（様式第1号） (2)交付申請書別紙（事業計画） (3)補助申請額の根拠となる資料（見積書等） (4)購入を予定している商品の詳細の分かる資料（カタログ等）

#### 4 充放電設備・充電設備（個人向け）

内 容	EVやPHEVと併せて充放電設備等を購入する者に対し、費用の一部を助成します
交付対象者	(1)町内に居住している者、居住予定の者、若しくは町内に住宅を所有している者 (2)町税等の滞納がない方（同一世帯者も含む） (3)暴力団や暴力団関係者でない方 (4)3車載型蓄電池の補助を受けた者、又は受ける予定の者
交付要件	(1)3車載型蓄電池と併せて購入・設置すること (2)経済産業省の「CEV 補助金」の「補助対象充電設備型式一覧」に記載されている設備であること (3)交付決定日以降に契約し、同年度の2月末までに事業を完了し実績報告を行うこと（ただし、事業開始の承認を受けているものに関しては、この限りではない） (4)「CEV 補助金」等の国が負担する他の補助制度を受けていないこと (5)住宅が自己名義でない場合は、所有者又は共有者に設置の承諾を得ること (6)実績報告までに支払いが完了していること※分割払い・クレジットカード決済については、金融機関等から引き落としが完了していること
補助対象経費	設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く）
補助金額	補助対象経費×1/3 （上限：50万円）
必要書類	(1)交付申請書（様式第1号） (2)交付申請書別紙（事業計画） (3)補助申請額の根拠となる資料（見積書等） (4)購入を予定している商品の詳細の分かる資料（カタログ等） (5)設置箇所の設置前の写真 (6)設置承諾書（様式第4号）（住宅が自己名義でない場合）

## 5 高効率空調設備（個人向け）

内 容	既存の空調設備を高効率の空調設備に交換する者に対し、費用の一部を助成します
交付対象者	(1)町内に住民登録のある者、若しくは居住予定の者 (2)町税等の滞納がない方（同一世帯者も含む） (3)暴力団や暴力団関係者でない方
交付要件	(1)自ら居住する住宅内に設置すること (2)住宅が自己名義でない場合は、所有者又は共有者に設置の承諾を得ること (3)交付決定日以降に契約し、同年度の2月末までに事業を完了し実績報告を行うこと (4)整備する設備について、国が負担する他の補助制度を受けていないこと (5)従来 of 空調設備に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるものであること (6)町内に事業所を設ける事業者より、購入・設置を行うこと (7)実績報告までに支払いが完了していること※分割払い・クレジットカード決済については、金融機関等から引き落としが完了していること
補助対象経費	設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く） ※既存設備の撤去・処分・リサイクル・運搬費用は対象外となります
補助金額	補助対象経費×1/2 （上限：15万円）
必要書類	(1)交付申請書（様式第1号） (2)補助対象機器性能証明書（様式第3号） (3)省 CO2 効果が確認できる資料 ※下記の優先順位で提出ください 1. 環境省比較サイト『しんきゅうさん』 2. HP 掲載『空調設備用算定ファイル』・・・『しんきゅうさん』で製品がない場合 (4)補助申請額の根拠となる資料（見積書等） (5)購入を予定している商品の詳細の分かる資料（カタログ等） (6)既存の空調設備の写真（遠景と、型番・シリアルナンバーが分かる写真） (7)設置承諾書（様式第4号）（住宅が自己名義でない場合）

## 6 高効率給湯器（個人向け）

内 容	既存の給湯器を高効率の給湯器に交換する者に対し、費用の一部を助成します
交付対象者	(1)町内に住民登録のある者、若しくは居住予定の者 (2)町税等の滞納がない方（同一世帯者も含む） (3)暴力団や暴力団関係者でない方
交付要件	(1)自ら居住する住宅内に設置すること (2)住宅が自己名義でない場合は、所有者又は共有者に設置の承諾を得ること (3)交付決定日以降に契約し、同年度の2月末までに事業を完了し実績報告を行うこと (4)整備する設備について、国が負担する他の補助制度を受けていないこと (5)従来の給湯器に対して30%以上省CO <sub>2</sub> 効果が得られるものであること (6)町内に事業所を設ける事業者より、購入・設置を行うこと (7)都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池は除く (8)実績報告までに支払いが完了していること※分割払い・クレジットカード決済については、金融機関等から引き落としが完了していること
補助対象経費	設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く） ※既存設備の撤去・処分・運搬費用は対象外となります
補助金額	補助対象経費×1/2 （上限：25万円）
必要書類	(1)交付申請書（様式第1号） (2)補助対象機器性能証明書（様式第3号） (3)省CO <sub>2</sub> 効果が確認できる資料・・・HP掲載『給湯設備用算定ファイル』 (4)補助申請額の根拠となる資料（見積書等） (5)購入を予定している商品の詳細の分かる資料（カタログ等）及び 既存設備の性能のわかる資料（仕様書・製品写真等） (6)既存の給湯器の写真（遠景と、型番・シリアルナンバーが分かる写真） (7)設置承諾書（様式第4号）（住宅が自己名義でない場合）

## 7 太陽光発電設備（事業者向け）

内 容	事業所等へ太陽光発電設備を設置する事業者に対し、費用の一部を助成します
交付対象者	(1)町内に事業所を持つ民間事業者 (2)町税等の滞納がない方 (3)暴力団や暴力団関係者でない方
交付要件	(1) 町内にある事業所に設置すること (2) 交付決定日以降に着手し、同年度の2月末までに事業を完了し実績報告を行うこと（ただし、事業開始の承認を受けているものに関しては、この限りではない） (3)整備する設備について、国が負担する他の補助制度を受けていないこと (4)自家消費する電力量が50%以上であること (5)FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しないこと (6)本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること (7)整備する設備は、商用化され導入実績があり、中古設備でないこと (8)法定耐用年数を経過するまでの間、温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと (9)再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること (10)実績報告までに支払いが完了していること※分割払い・クレジットカード決済については、金融機関等から引き落としが完了していること
補助対象経費	
補助金額	7万円/kW（千円未満切り捨て）（上限：700万円） ※太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力の合計値のいずれか低い値 （kW単位で小数点以下を切り捨てた値に7万円を乗じてください）
必要書類	(1)交付申請書（様式第2号） (2)交付申請書別紙（事業計画） (3)補助申請額の根拠となる資料（見積書等） (4)購入を予定している商品の詳細の分かる資料（カタログ等） (5)設置箇所の設置前の写真 (6)自家消費率要件50%を満たすことが確認できる資料 ※その他、既設のパネルがある場合は、事前にご相談ください

## 8 蓄電池（事業者向け）

内 容	太陽光発電設備と併せて蓄電池を設置する事業者に対し、費用の一部を助成します
交付対象者	(1)町内に事業所を持つ民間事業者 (2)町税等の滞納がない方 (3)暴力団や暴力団関係者でない方 (4)7太陽光発電設備の補助を受けた者、又は受ける予定の者
交付要件	(1)7太陽光発電設備の付帯設備であること (2)原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること (3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと (4) 交付決定日以降に着手し、同年度の2月末までに事業を完了し実績報告を行うこと（ただし、事業開始の承認を受けているものに関しては、この限りではない） (5)整備する設備について、国が負担する他の補助制度を受けていないこと (6)下記の価格以下の蓄電システムとなるよう努めること ・ 家庭用（20kwh 未満）：12.5 万円/kWh（工事費込・税抜） ・ 業務用（20kwh 以上）：11.9 万円/kWh（工事費込・税抜） ※上記価格を超える場合、販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否について確認を行うものとする (7)整備する設備は、商用化され導入実績があり、中古設備でないこと (8)その他、補助要綱で定める設備要件を満たしていること (9)実績報告までに支払いが完了していること※分割払い・クレジットカード決済については、金融機関等から引き落としが完了していること
補助対象経費	蓄電池の価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）
補助金額	補助対象経費×1/3 上限：家庭用 50 万円（14.1 万円/kwh×1/3） 業務用 100 万円（16.0 万円/kwh×1/3） ※kWh 単位で小数点2位未満は切り捨てた値に1/3 を乗じてください
必要書類	(1)交付申請書（様式第2号） (2)交付申請書別紙（事業計画） (3)補助申請額の根拠となる資料（見積書等） (4)購入を予定している商品の詳細の分かる資料（カタログ等） (5)設置箇所の設置前の写真

## 9 高効率空調設備（事業者向け）

内 容	既存の空調設備を高効率の空調設備に交換する事業者に対し、費用の一部を助成します
交付対象者	(1)町内に事業所を持つ民間事業者 (2)町税等の滞納がない方 (3)暴力団や暴力団関係者でない方
交付要件	(1)町内にある事業所に設置すること (2)交付決定日以降に契約し、同年度の2月末までに事業を完了し実績報告を行うこと (3)整備する設備について、国が負担する他の補助制度を受けていないこと (4)従来 of 空調設備に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるものであること (5)町内に事業所を設ける事業者より、購入・設置を行うこと (6)実績報告までに支払いが完了していること※分割払い・クレジットカード決済については、金融機関等から引き落としが完了していること
補助対象経費	設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く） ※既存設備の撤去・処分・リサイクル・運搬費用は対象外となります
補助金額	補助対象経費×1/2 （上限：15万円）
必要書類	(1)交付申請書（様式第2号） (2)補助対象機器性能証明書（様式第3号） (3)省 CO2 効果が確認できる資料・・・HP 掲載『空調設備用算定ファイル』 (4)補助申請額の根拠となる資料（見積書等） (5)購入を予定している商品の詳細の分かる資料（カタログ等） (6)既存の空調設備の写真（遠景と、型番・シリアルナンバーが分かる写真）

# 補助金申請の流れ

申請者

那智勝浦町

施工前

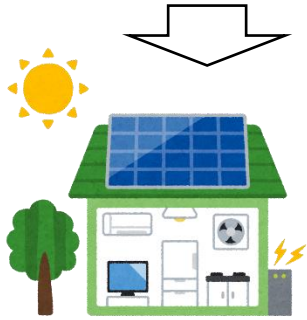
補助金交付申請書  
添付書類  
(当該年度の2月末日までに実績報告書を提出できること)

申請書類の審査

交付決定通知書を受領後に業者に発注

交付決定通知書

施工後



実績報告書  
添付書類

報告書類の審査

設置・支払完了後に、実績報告書を提出

交付額確定通知書を受領後  
交付請求書を提出

交付額確定通知書

補助金交付  
請求書

請求書を受領後  
4週間以内に振込



補助金を受領